⑸　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　施工計画が適切であること。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を20点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合
技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合
１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）企業の高度な技術力

ａ）鋼橋の設計・施工に関する技術的着眼点

①　橋脚と鋼桁の剛結部の品質と耐久性を確保するための施工性に着目した詳細設計

②　広川橋のＰ２橋脚、Ｐ３橋脚の鋼箱桁水平継手の改善を考慮した詳細設計及び施工

③　猪谷川橋（下り線）のＤランプ先行供用中の安全性を考慮した詳細設計

なお、設計に関する技術提案は、詳細設計を実施する上での技術的着眼点を求めるものであり、具体的な構造形式の提案は評価しない。また、これらの具体化に伴い生ずる対策の内、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。①～③それぞれ２提案までとする。

ｂ）本橋の構造特性を踏まえた構造物の耐久性確保に関する留意事項

①　点検・維持管理に配慮した構造詳細に関する事項（防錆仕様、使用材料の高耐久化および検査路の追加に関する提案は評価しない）

②　橋脚と鋼桁の剛結部の架設精度に関する事項

③　床版コンクリートの施工における品質向上に関する事項（鉄筋およびＰＣ鋼材に関する提案は評価しない）。①～③それぞれ２提案までとする。ただし、①～③の提案のうち、類似内容の提案は重複して評価しない。

ｃ）工事中安全対策全般に関する技術的着眼点

①　猪谷川橋の施工における供用中の高速道路本線に対する安全対策における技術的着眼点

②　県道交差箇所における橋梁上部工架設時の安全対策の技術的着眼点

③　本工事全般における安全対策上最も重要と考えられる課題と技術的着眼点（鋼橋の設計・施工に関する技術的着眼点の①～③及び上記①，②を除く。対策工については総数で２提案までとする。）①～③それぞれ２提案までとする。

ｄ）工事中のコスト削減につながる提案・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取組みに関する提案

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑸　上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

⑺　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部経理課　課長代理　小林　克寿　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成29年６月12日（月）から平成29年７月７日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）。

第明治三十二十五種郵便物認可　年三月三十一日